

公 告

次の都市計画を決定するため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について小牧市に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 10 日

小牧市長 山下 史守朗

1 都市計画の種類、名称、位置、区域及び面積

(1) 種類

尾張都市計画下水道

(2) 名称

尾張都市計画下水道の変更

(3) 位置及び区域

小牧市大字本庄、大字池之内、大字上末の一部

(4) 面積

雨水：約 26ha

汚水：約 26ha

2 縦覧場所

上水道管理センター及び小牧市役所東庁舎 1 階河川課

3 縦覧期間

令和 7 年 9 月 10 日（水）から令和 7 年 9 月 24 日（水）まで（市役所の閉庁日を除く。）